

第二十五回 参議院地方行政委員会會議録第四号

昭和三十一年十二月六日(木曜日)午後一時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 本多 市郎君

理事 大沢 雄二君

加瀬 完君

大和 与一君

小柳 牧衛君

紅露 みつ君

館 哲二君

占部 秀男君

鈴木 壽君

中田 吉雄君

成瀬 暢治君

白木義一郎君

政府委員

自治政務次官 早川 崇君

自治庁行政部長 藤井 貞夫君

自治庁選挙部長 兼子 秀夫君

自治庁財政部長 小林與三三君

事務局長 小川 三三君

常任委員 福永与一郎君

会専門員 細郷 道一君

自治庁税務部 府県税課長

本日の会議に付した案件

○地方公務員の停年制実施に関する請願(第七〇号)

○合併都市育成に関する請願(第八八号)

○新市町村建設促進法の一部改正等に関する請願(第八九号)

○合併町村の育成強化に関する請願(第一二二号)

○新町村建設促進等に関する請願(第一八一号)

○未合併町村に対する地方交付税増額交付の請願(第一二二号)

○地方交付税増額に関する請願(第二二二号)

○地方財政の再建に伴う教育水準維持の請願(第七号)

○公債利子の引下げ等に関する請願(第七五号)

○昭和三十一年度府県財政健全化方策の確立に関する請願(第二二七号)

○地方自治体職員の特遇改善に関する請願(第一五〇号)

○地方公務員の給与改訂に伴う財源措置の請願(第一九三号)

○市庁舎の建築構造等に関する請願(第六九号)

○市町村道整備事業費特別長期債等に関する請願(第九〇号)

○町村財政確立に関する請願(第一四八号)

○造林、林道開設事業を財政再建整備法適用に伴う指定事業とするの請願(第四九号)

○たばこ小売業に対する事業税を非課税とするの請願(第一四二号)

○六号(第二八八号)

○公衆浴場業に対する事業税軽減の請願(第一六三三号)

○米穀販売業に対する事業税減免の請願(第二六〇号)

○遊興飲食税の一部を市町村に還元するの請願(第七四号)

○旅館の宿泊料等の遊興飲食税減免に関する請願(第一九四号)

○遊興飲食税の減免に関する請願(第二六一号)

○地方道路譲与税法の一部改正に関する請願(第七一号)

○主畜酪農用機械に供する軽油の軽油引取税免税の請願(第三一〇号)

○固定資産税の月割賦課に関する請願(第七二号)

○大規模債却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願(第七三三号)

○委員派遣承認要求の件

○地方行政の改革に関する調査の件(地方財政の確立促進に関する件)

(新市町村建設促進に関する件)

(選挙の常時啓発の費用の財政措置に関する件)

(地方公務員の給与費確保に関する件)

○継続調査要求の件

○委員長(本多市郎君) これより委員会を開会いたします。

午前の委員長及び理事打合せの協議の結果に従いまして、本日はまず請願の審査を行います。

請願第二号地方交付税増額に関する請願外二十九件を全部一括して議題に供します。お手元に配付しました一覧表の順に従いまして、まず専門員より内容の説明を聴取いたします。

○専門員(福永与一郎君) お手元に差し上げてございます一覧表の順序で御説明申し上げます。

まず最初は行政関係でございます。請願第七十号であります。これは表題の通り、地方公務員法案が御承知のとおりですが、その中にありますところの停年制の実施を要する請願でございます。

次五件は、新市町村建設促進法関係でございます。その最初の第八十八号合併都市育成に関する件、これは新都市の健全かつ合理的な育成発展を期するために、国有財産の払い下げあるいは起債の優先承認、国庫補助及びこれに伴う起債を大幅に増額する等のことを実現していただきたいという趣旨のものでございます。

その次の八十九号は、市町村合併の結果として生ずる支所あるいは出張所の廃止または統合等のために、補助金が交付せられる規定に相なっておりますが、法律の規定を整備しまして、これらに伴う庁舎の新築のための起債の許可を含むようにされたい、あるいは支所あるいは出張所の統合による庁舎の新築の際の起債を優先的に考えてもらいたい、かようなことを要望するものでございます。

その次は百十一号、これは、新市町村建設促進法が成立をみたことはけっこうであるが、すでに出発早々いろいろな点で不備な点が認められるので、地方交付税法の交付税の措置を十カ年の期間を五カ年から十カ年に改める等、いろいろの点について新市町村建設促進法の一部を改正していただきました。かような問題であります。

その次の百八十一号、新市町村建設促進法に関するものでございまして、一体化を促進するために必要な補助金を増額すること、水道事業その他新市町村建設に基く事業に対する補助金の増額、それから地方債を優先的に許可すること、国有林野の払い下げ等を即時実施せられたい、新市町村建設促進法について、種々の施策を積極的に進めていただきたい、かような趣旨のものでございます。

設促進法の一部を改正していただきました。かような問題であります。

その次の百八十一号、新市町村建設促進法に関するものでございまして、一体化を促進するために必要な補助金を増額すること、水道事業その他新市町村建設に基く事業に対する補助金の増額、それから地方債を優先的に許可すること、国有林野の払い下げ等を即時実施せられたい、新市町村建設促進法について、種々の施策を積極的に進めていただきたい、かような趣旨のものでございます。

その次も一つ、最後の百十二号、これは、町村合併の結果、なお未合併町村が若干残っておりますが、これらに対しては、むしろ財政的援助をして自主的に合併ができるように、地方交付税の増額交付をはかられたい、かような趣旨のものでございます。

次には財政関係のものでございまして。その最初の第二号、地方交付税の税率を百分の三十に引き上げること。地方交付税の交付額の算定に当っては、後進地域の財政再建団体について特別の考慮を払うこと等についてすみやかに措置を願う、かようなものでございまして。

第七号地方財政の再建に伴う教育水準維持の請願。教育費の基準財政需要額がはなはだしく低額であり、かつ恩給費の算定についても、現在の基準から切り離して別建とする等、真に県の実情に即した算定方式が講ぜられない限り、いかに多数の人員整理を断行し

てもまかない切れないものがあるから、この際地方財政計画の抜本的改正をはかられたいという趣旨のものでございます。

その次、七十五号公債利子の引き下げ等に関する請願。政府では地方団体の公債費に対する臨時特別措置に関する法律案の問題が起つてゐるやに聞き及ぶが、その措置として、利率の大幅引き下げ、償還年限の根本的改訂等、いろいろ検討することが実現するようであるから、ぜひこれを實現せられるように、本案の成立——本案と申しますのは、今の問題の法律案と伝えられるもの成立を推進せられたいという趣旨のものでございます。

その次は二百七十七号昭和三十一年度府県財政健全化法案の確立に関する請願。これは、府県財政健全化の方策として、来三十二年度においては、公債費問題の抜本的解決、地方債制度及びその運営の合理化、府県税体系の整備強化、国庫補助負担金制度の合理化、財政計画の策定に当つての適正算定、投資的経費の大幅引き上げ、地方交付税の算定方法の合理化、国税について減税が行われる場合の、地方財源に減少をきたさないための考慮等の改革を断行せられたいという趣旨のものでございます。

その次、百五十号、自治体の職員に關して一律二千円のベース・アップ、最低賃金の制定、自治体職員に対する二カ月分の年末手当の支給、自治体職員の人件整理を強制するような指導と干渉を取りやめる、年度末手当の制度化というような待遇改善の措置をすみやかに講ぜられたい、かような趣旨のものでございます。

その次、第九十三号。国家公務員について給与制度を本年度あるいは明年度において改訂せられる場合には、地方公務員についても同様の取り扱いをするように、所要の地方財源は、国において新規に必ず措置せられたいという趣旨のものでございます。

その次は六十九号、近ごろ各都市の災害が頻発する状況にかんがみて、これからの庁舎の建築構造は、必ず耐火の永久建造物とし、あわせてこれが起債の基準坪数の増加並びに増額をはかられたいという趣旨のものでございます。

その次、第九十号、市町村道の整備について、事業費の全額特別長期債を認めるとともに、半額程度の利子補給をはかられたいという趣旨のものでございます。

それから百四十八号、地方財政の確立に關して、市町村たばこ消費税の税率引き上げ、地方交付税の税率引き上げ、あるいは国税の減税に伴う地方税に対する手当措置、その他のことを断行して、地方財政の確立をはかられたいという趣旨のものでございます。

最後に、財政関係の最後は、第四十九号、造林事業並びに林道開設事業を財政再建整備法の適用に伴う指定事業に含めるとともに、特別な財政措置を講ぜられたいという趣旨のものでございます。

最後に、税制関係がずっと並んでおりまして、百四十二号以下三件は、たばこ小売業の業態にかんがみまして、たばこ小売業に対する事業税を撤廃せられたいという趣旨のものでございます。

その次、第九十三号。国家公務員並みで第三種事業に変えていただきたいという趣旨のものでございます。

その次の二百六十、米穀販売業、米屋さんに対する事業税を減免させられたい。

それからその次の七十四号は、遊興飲食税の一部を市町村に還元する。遊興飲食税の多く上るような観光、産業都市においては、地元として特別な施策も講じておることであるから、その遊興飲食税を地元市町村に還元せられるような措置を講ぜられたいというのであります。

百九十四号は、旅館における宿泊飲食に關する行為に対する課税になお旅客が十分の納得を得られない点が多いので、旅館における遊興飲食税のかけ方についていろいろの改正を加え、合理化をはかつていただきたい、かような趣旨のものでございます。

次の二百六十一号遊興飲食税の減免に關する請願でございますが、これは遊興の伴わない普通飲食の課税を全面的に撤廃することを基本的には主張するものであるが、とりあえず、現下施行されている地方税法中遊興飲食税における遊興の伴わない飲食に關する条項を、免税点の引き上げとか、あるいはチケット制一品の免税額を引き上げるとかの改正を加えていただきたいという趣旨のものでございます。

その次、三百六号は、今申しました二百六十一と全く同趣旨のものでございます。

その次の七十一号、地方道路譲与税は、現在都道府県と指定市に譲与されることになっておりますが、指定市以外の普通の一般市に対しても譲与されるように法の改正を望むというものでございます。

その次は三百十号、軽油引取税の免税範囲の中に「農業の開墾に伴う耕うん整地及び肥料畑並びに牧草地改良造成のための農業用機械に供する軽油の引取」という一項を加えて、主畜酪農に供する機械の軽油の引取税免税の措置を講ぜられたいというものでございます。

次、七十二号固定資産税の月割賦課に關する請願、固定資産税の所有権が賦課期日後異動しても、その年度中は賦課期日当日の所有者が納税義務者となつて、徴収成績も思わしくないということになりますので、賦課期日後の所有権移転については、新所有者に月割で賦課できるように税法の改正を希望するというものでございます。

七十三号は、大規模償却資産の都道府県資産税の道府県移譲緩和の請願でありまして、現在の緩和規定では、町村に対する恩恵が薄過ぎて、実質的な効果を得られないに過ぎないという趣旨のものでございます。

最後は、選挙関係が一つございまして、これは福岡県の選挙管理委員会の請願にかかるとございまして、すなわち、選挙管理制度が実施されて十年になりましたが、まだいろいろの遺憾な点が感ぜられるので、まず一つには、選挙法規を各選挙ごとに区分すること、二には、選挙公営の中に再検討を要するものがあるから、これを再検討すること、三には、選挙管理委員会の事務局を必置制とすること、それから選挙人に対する政治常識の向上、選挙の意義の徹底について教育課程にこれを織り込む等のことを考える等、選挙

管理委員会の充実強化を期するとともに、所要の法制の整備をはかられたいという趣旨のものでございます。

○委員長(本多市郎君) 次に、各請願に對しまして、政府側の御意見があらますれば、この際御取扱いいたします。それぞれ各請願に關係の役所の方が出ておられますから、御意見伺います。

○政府委員(小林與三三君) ちょっとと私から、便宜行政、市町村財政関係についてわれわれの考えを申し上げたいと思ひます。

行政関係の、地方公務員の停年制の問題につきましては、もうすでに本院議決済みでございます。衆議院に回つておりました、すみやかな成立を期待いたしておる次第でございます。

新市町村建設促進法につきましては、いずれもこの改正の趣旨につきましては、われわれももつとも思ひます。でございます。できるだけ新市町村育成のために、あらゆる面から努力をいたしたい。八十八、八十九、百十一、百八十一、その趣旨には異存がございません。事情の許す限り、その方向に努力をいたしたいと考えております。

なお、八十九号には、さつき庁舎の起債の問題の話をございました。これは現在でも財政法で、庁舎の起債は建設促進に關するものにつきましては認めております。実際の運用上も、庁舎のやむを得ないものにつきましては、起債を認める方針でございますので、その点御了承願ひたいと思ひます。

それから百十二号、未合併町村に對する交付税増額の問題でございます。これは、未合併町村なるがゆゑに交付税をふやすということは、交付税の建前上いたしかねるのでございます。

それから、財政関係の問題の第二号は、これは一般的な交付税増額の問題でございます。地方財源をできるだけ充実したいという基本的な考え方で現在進んでおるようでございますが、現在の税率は、国税の減税等に伴う場合におきましては、当然ふやすことを主張いたしておりますが、そういう事情がなければ、一応現在の税率のままでも相当自然増もございまして、それによって一般財源をまかなってきたいと、こういう考え方でござい

それから、地方財政の再建に伴う教育水準維持の問題は、これは、交付税の費用の算定基準の問題等でございます。これにつきましては、全面的にいろいろ問題もございまして、実情に沿うように改訂いたしたく、いろいろ調査をいたしておるのでございます。そういう場合に、義務教育の問題ももちろん引くるめまして、総合的に事情の許す限り実情に合うようにいたしたいと、こういうふうに存じております。

それから七十五号の公債償還問題は、これは全く同意見でございます。これは実現のために、政府といたしまして、できるだけ努力いたしたいと存じます。二百十七号の趣旨も、根本的には異存がございません。その実現のために努力いたしたい。

それから、百五十号の待遇改善の問題でございますが、これは、地方公務員の問題だけではない、国家公務員を通ずる問題でございます。人事院の勧告等もありました次第で、政府におきまして、この問題について取り扱

を現に検討中でございます。その検討の結果、国家公務員に何らかの措置がきまれば、当然地方公務員につきましてもこれに準ずる措置を講じ、また、これに必要な財政上の措置も講ずべきものと存じております。それから百九十三号は、恐らく同様の趣旨の問題でございます。

六十九号の市庁舎の建築構造に関する問題でございます。これは、基本的には趣旨は異存がないのでございまして、市街地に市庁舎を建てる以上は、今後はやはり耐火構造にするべきが基本と考えるべきものと存じております。しかし、いろいろ起債のワクの問題などがありますので、なかなか十二分に思うようにいっておりませんが、作る以上はそういうものを作るように私はし向けたいと、かりに木造で作るよりも順番がおくれています。できるならばこういう耐火構造を作る、こういう方針をできるだけ指導して参りたいと存じますのでござい

それから九十号の、市町村の道路の整備事業についての長期起債の問題でございます。これは必ずしも趣旨はよくわかりませんが、起債一般の問題といたしまして、現在の起債の償還年限は必ずしも適当でない、これは耐用年数に應ずるよう、全般的に起債年限を合理化したいというのが基本的な考え方でございまして、この考え方の一環としてこの問題も考えたいと思っております。何かそれについて、利子補給の問題がございまして、市町村道

の整備事業なるがゆえに今後の起債について利子補給ということ、これはいかがかと思っております。直ちにその御趣

旨に賛成するわけに参らんと存じております。むしろ一般の市町村なら市町村の一般財源をできるだけ充実してやりたい、普通の道路整備は、むしろ起債という考え方も、できるだけ一般財源の充実によつてまかなうという方向に持っていきたいと思っております。しかし道路によりましては、その性質によつて起債によらざるを得ない場合があります。先ほど申しましたように、耐用年数の合理化の問題の一環として償還期間を考えたいと存じます。

それから百四十八号の問題は、これは基本的には趣旨に異存がないのでございまして、そういう方向で、ぜひ来年度予算の編成の際にその趣旨に従うように努力いたしたいと存じております。個別的には多少問題もございまして、基本的な趣旨につきまして、異存はございません。

それから四十九号の問題は、指定事業の範囲をどうするか、こういう問題でございます。これにつきましては、なお研究をさせていただきますと存じております。

税の問題は、またあとで、税務部長がおられますから、それから御答弁を願いたいと思っております。

○委員長(本多市郎君) それでは、次に委員(兼子秀夫君) 請願第百五十一号につきまして、その意見の趣旨は賛成でございます。ただその内容におきまして、選挙法規の再編成を行うということ、かように考えております。

それから公営の再検討、これはおそれなく氏名揭示につきまして、風雪のために張られました揭示が落ちる、そういう選挙管理機関の心配から、こういう意見が出てきたと思うのでございまして、これにつきましては、氏名揭示をやめるという事はなかなか問題でございまして、制度といたしまして氏名揭示をやつても、それが風雪等で落ちたから直ちに選挙無効の問題なぞ起らないように制度を整えたい、かように考えております。

それから、次の事務局必置制の問題は、趣旨は非常によくわかるのでございまして、必ずしも全部の所にこれを置くかどうか、地方行政組織あるいは地方財政との関連等もございまして、研究いたしたいと考えております。それから、四の教育課程に選挙のことをもう少し盛り込むべきではないかという意見でございますが、これは、調べてみますと、現在の教科書なりあるいは教育課程で、民主主義ということには相当時間がふえておるのでございまして、選挙権の行使、権利、義務という教育については時間が少いんじゃないか、また、資料等も十分使われてないという関係もあるかと思っております。趣旨は非常にけっこうだと思

○委員長(本多市郎君) それでは、ただいま小林財政部長、兼子選挙部長の意見の開陳もございましたので、その範囲に限って一つ、またあとにありましたけれども、御質問等ございましたら、この際お願いいたします。

○占部秀男君 今、小林部長さんのお話の中で、何か地方公務員法の停年制実施に関する件について、わざわざこの

問題は本院を通つた問題だから、すぐにかかすみやかに通してもらいたいというより意見の開陳ですか、ありませんか。その点は、こだわらなければいいけれども、現在衆議院でやつていて、衆議院で成立して、また参議院へ帰ってくるわけでしょう。それをわざわざそういういや味らしいことを言うなどというの、とんでもないと思ふのです。その点一つ気をつけていただきたい。

○中田吉雄君 この百二十二号ですが、ね。この趣旨は、書かれてある文面からすれば、それは合併しないという問題があるが、合併を促進させるために弾圧を加えて、必ず県庁の地方課の職員が合併のあつせんに出てきますと、交付税が減りますぞ、学校の起債も、というふうなことはもう常套手段なんです。そういうことのないようにという意味とはこれは違ひのようです。非常に合併促進の手段にかなり広く、この起債であるとか、交付税であるとかいうものが使われて、歪曲されて流布されてい

るので、合併しないものとして併促進法では、合併しないものとして個別に計算して、そして合算して出すという事になつておるわけだから有利で、その関係から言へば、総額がきまつていけばこれは減つていくでしょう、実際合併しない。どうでしょう、その関係は。

○政府委員(小林三三君) 今お尋ねの關係は、つまり合併しない前提でやりますから、計算がばらばら計算でやるといふのは、そうすれば、合併しなかつたときにはその町村に、その地域に行つたわけですから、合併したつて

それだけやるわけですから、ほかの町村の分がそっちへ流れていくわけではありませぬ。従来それぞれの市町村にいつておつた分を合併したことによつて減らぬように確保しようというわけです。ばらばらにあつたものとして計算するわけですから、その部分は何の影響もないわけです。

○加瀬完君 影響があるけれども、ないように措置してあるんだな。(笑声)
○政府委員(小林興三次君) 今の問題は、そういうことで影響ないと思ひます。

それから、あとの問題は、今の起債とか特別交付税の問題で、合併したらどうこうという問題は、これは多少言葉の使い方などでいろいろなるかわかりませぬが、やはりあり得ると思ひます、率直に言つて。今の促進法自身も、できるだけ優先してやるという建前をとつておられますから、合併市町村優先の基本的な考え方をとつておられますから、まず同じ標準のものなら、そつちのものを先にやつてやる、そういうことは当然あり得ると思ひます。

○中田吉雄君 交付税の特別分はしかし、そういう操作をしておるのじゃないのですか。
○政府委員(小林興三次君) 特別交付税も合併に伴い、つまり今度合併したとき、ばらばら計算でみにくい、たとえば大きな市に合併したものにつきましては、ある程度の取扱いをしております。しかしながら、特別交付税の性質上当然に交付すべきものについては、合併したかしないかということでは、区別をつけておりませぬ。たとへば、税の減収があつたために補填をするとか、災害があつたために補填をするとい

うのに、合併したかせんかというところによつて差別扱いするということ、当然これはすべきものではありませぬから、そういうものはもちろんいたしておりませぬ。合併補正ということは、法律の定めるところによつております。その程度でありまして、一般の交付税の分け前のときには、当然同じ基準でやつております。
○中田吉雄君 しかしそれは、特別分については、自治庁としてはないにしても、地方課長、まあ知事にかなり自由裁量を与えるというよりな格好で、それがやはりかなり弾力性のある措置がとれるのじゃないか。それはどうな

○政府委員(小林興三次君) それは、同じ条件の場合には、新市町村優先主義ということ、もう新市町村建設促進法にも、前の合併促進法でもそういう趣旨になっておりますから、それだから、まずそつちの趣旨をできるだけ満たすためにこれは考えているということ、これは事実だと思ひます。総ワケが制限されておりますから、そつちを優先的に考えれば、ほかの部分も相対的に減つてくる、順番がおそくなる、少くともそういうことはあり得ると思ひます。しかしながら、当然にみなくちゃならぬ経費をそのために削るということ、これはあり得べからざることと思ひます。

○加瀬完君 第百十一号の内容も自治庁賛成ですか。
○政府委員(小林興三次君) これは、まあその全部の中身、私はよく知りませぬが、先ほど仰せられましたような一般的な趣旨のものなら、これはもちろんいいと思ひます。ちよつとその具

体的の個々の中身がわからないものですから、その全部につきましては、ちよつと私も個別的に検討せんとわかざらんと思ひますが、大体の一般的の御趣旨は、もちろん異存がございませぬ。
○加瀬完君 諸願の内容も検討しないで、この大体的趣旨の説明があつたから、それで賛成だとか反対だとかと言つるのはおかしきやないですか。
○政府委員(小林興三次君) そのおしかりはごもつとも、私は御説明聞いたのにつきまして私の御意見を申し上げたので、ごまかく一々検討しておらんのは事実でございませぬ。非常にだからむずかしい問題なら、一つ個別的に御意見を申し上げたいと思ひます。加瀬委員がおつしやいましたように、問題があるものはございませぬ。これは建設促進法の期限の延長ということが中心となつておるようでございませぬ。その他のものもございませぬ。補助金、起債の許可等の促進、これはよろしゅうございませぬが、法律の期間の延伸自体の問題につきましては、この新市町村建設促進法がことし通つて発足したばかりでありますし、この運用の実情を見て考えるべきであつて、今直ちにこれを延期どうこうということにつきましては、これは考慮の要するところではございませぬ。大へん申しわけございませぬ。

○委員長(本多市郎君) ちよつと速記をとめて下さい。
○委員長(本多市郎君) 速記を始めて下さい。
○委員長(本多市郎君) それではこれより、ただいま申し上げました諸願につきまして採決いたします。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、諸願第八十八号合併都市育成に関する件、この諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、第百十一号合併町村の育成強化に関する件、本諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、諸願第八十八号合併都市育成に関する件、この諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、諸願第八十八号合併都市育成に関する件、この諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、諸願第八十八号合併都市育成に関する件、この諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、諸願第八十八号合併都市育成に関する件、この諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、諸願第八十八号合併都市育成に関する件、この諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、諸願第八十八号合併都市育成に関する件、この諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、諸願第八十八号合併都市育成に関する件、この諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、諸願第八十八号合併都市育成に関する件、この諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、諸願第八十八号合併都市育成に関する件、この諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、諸願第八十八号合併都市育成に関する件、この諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、諸願第八十八号合併都市育成に関する件、この諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、諸願第八十八号合併都市育成に関する件、この諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、諸願第八十八号合併都市育成に関する件、この諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
次に、諸願第八十八号合併都市育成に関する件、この諸願をいかがいたしましたしゅうか。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。
○委員長(本多市郎君) それでは、採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませぬか。
○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

それではこれは、いさ少しく内容を検討することにはしてはいかががでしょう。

○委員長(本多市郎君) それでは、いさ少しく検討することにはして、留保すべきものと決するに御異議ございせんか。

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたします。

次に、第七号地方財政の再建に伴う教育水準維持の件。

○委員長(本多市郎君) 採択して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございせんか。

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたします。

次に、第七十五号公債利子の引下げ等に関する件。

○委員長(本多市郎君) さつき、私の言葉が足りなかつたかも知れませんが、内容はこういふことございませぬ。

たまたま政府において地方財政再建のための地方団体の公債費に対する臨時特別措置に関する法律案が台頭し、頭をもたげて、その措置として利率の大幅引下げ、償還年限の根本的改訂等、合理化の調整措置を講ずる旨の気運に向つてゐることは、まことにけっこうであるから、この法律案の成立を促進して、窮迫せる地方公共団体の窮乏を救われたい。かような趣旨のものでございまして、これは法律案を前提にいたしております。

○委員長(本多市郎君) それでは、第七十五号の請願は、採択して内閣に送付すべきものと決することに御異議ございせんか。

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたします。

次に、第二百十七号昭和三十一年度府県財政健全化方策の確立に関する件。

○委員長(本多市郎君) 採択して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございせんか。

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたします。

次に、第百五十号地方自治体職員の特遇改善に関する件。

これは、国家公務員との関連を考慮して検討願いたい。

○委員長(本多市郎君) それでは、趣旨には賛成であるが、さらに検討を要するものとして、留保すべきものと決するに御異議ございせんか。

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたします。

次に、第百九十三号地方公務員の給与改訂に伴う財源措置の件。

○委員長(本多市郎君) 採択して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございせんか。

次に、第六十九号市庁舎の建築構造等に関する件。

○委員長(本多市郎君) 採択して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございせんか。

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたしました。

第九十号市町村道整備事業費特別長期債等に関する件、ちよつとお諮りをして起債の償還年限を長くしろということでありまして、いさ少しく検討を要しはしないかと思ひますが、いかがですか。

○加瀬完君 それは、府県道以上のものは、いろいろ財源措置が講ぜられておるけれども、非常に交通量が多いので、かかる財源措置を市町村道について講ぜられたら、道路がよくなるのじやないかというふうには見ておつたのです。そういう趣旨から言へば、採択されてもよいのではないと思ひます。

○委員長(本多市郎君) 一面、市町村道についての償還年限が非常に長くなるといふと、今度起債が来るという点において、かえつて不利な考慮を払われる点もありはせぬかと思ひますが、ね。非常に長くかかつて返さなければならぬということになる。

○成瀬權治君 その他の起債に比較してですか。

○委員長(本多市郎君) 市町村道の起債に限つて長くしようというのですから……。

○加瀬完君 これは、現行の通りであれば、かりに起債を受けても、短期に償還しなければならぬから、それでは起債を受けられない。そこで、返還を長くすれば、あるいは市町村道もそれによつてよくなるのではないかと思ひます。市町村道は全く今財源がなくて、荒廢のものが多いのです。市町村道でも、やはり交通量は、府県道、国道に比べて変りないわけですから、何か財源措置は特別講じてやる必要があるのではないか。そういう趣旨で、私は賛成したいと思ひます。

○委員長(本多市郎君) 他に御意見はございせんか。

○委員長(本多市郎君) 他に御意見はございせんか。

○委員長(本多市郎君) それでは、第九十号市町村道整備事業費特別長期債等に関する件は、これを採択して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございせんか。

○委員長(本多市郎君) さよう決定いたしました。

○委員長(本多市郎君) 第百四十八号町村財政確立に関する件

○委員長(本多市郎君) それでは、本案はこれを採択して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございせんか。

○委員長(本多市郎君) さよう決定いたしました。

第四十九号造林、林道開設兩事業を財政再建整備法適用に伴う指定事業とするの件、御意見がありましたら、発言を願います。

○委員長(本多市郎君) それでは、これを採択し、内閣に送付すべきものと決するに御異議ございせんか。

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたしました。

○委員長(本多市郎君) さよう決定いたしました。

○委員長(本多市郎君) 選挙管理委員等事務局長を置く等のことも含まれております。

○委員長(本多市郎君) 速記をやめておきます。

○委員長(本多市郎君) 速記をやめておきます。

○委員長(本多市郎君) 速記をやめておきます。

○委員長(本多市郎君) 速記をやめておきます。

○委員長(本多市郎君) 速記をやめておきます。

○委員長(本多市郎君) 速記をやめておきます。

○委員長(本多市郎君) 速記をやめておきます。

○委員長(本多市郎君) 速記をやめておきます。

○説明員(細郷道一君) 順を追って申し上げますが、最初のたばこ小売業に対する事業税を非課税とするの件、本案の内容によりますと、たばこ小売業者は非常に利幅が少いし、把握が確実だということよりでございますが、まあ現在事業税の非課税範囲は極力整理をしようという一般的な方向もありません。またたばこ小売業については特に御承知のように小売値段の百分の八というマージンがきまっております。たばこ小売業が公定の値段になっておりますので、ほかの業態と違って販売競争という問題が起きないわけでございます。また、まあそういう点を勘案いたしますと、これを非課税とすることは、私どもとしては適当でないというふうに考えております。

それから第二番目の、公衆浴場業に対する事業税軽減の問題でございますが、これにつきましては先般の国会において、こちらからも付帯決議をいたしておる問題でございます。私の方としても付帯決議の御趣旨を尊重して、ただいま検討いたしておるような段階でございます。現在の段階ではそのことだけ御報告申し上げておきます。

それから三番目に、米穀販売業に対する事業税減免の問題でございます。内容によりますと、非常に米穀販売業が公共的性格を持つておるといふことにより、最近米穀もかなり希望配給といったような自由販売的な要素を持つて参っておりますので、この際やはりこれは一つの営業として、私どもとしては普通の事業並みに扱って行きたいというふうに考えます。

それから四番目に、遊興飲食税の一部を市町村に還元するの件というのがございます。観光地の市町村で遊興飲食税を還元して、観光施設のための財源に充てたいという趣旨のようでございます。観光地の市町村には別途入湯税という市町村税がありまして、それが観光施設に充てられるためにあつて、観光税とくにとられておるわけでございます。そういう点から申しまして、いかになものかと思つております。また特に現在府県と市町村の間において税源分離という考え方が一つとられておるわけでございます。遊興飲食税の一部を市町村に移すという事は、そういった現在とられております地方税制の建前から見ても適当でない。またかりに市町村に一部移すとしたとしても、地方交付税によって調整がされるので、実質的に財源のプラスにはあまりならないのではないだろうか。こういふような観点から私どもとしては適当でないというふうに考えます。

その次に旅館の宿泊料等の遊興飲食税減免に関する件並びに遊興飲食税の減免に関する件というのが三件出ております。遊興飲食税も御承知のように昨年の十一月領収書制度を採用いたしました。その際かなり大幅な税率の変更をいたし、現在その線をやつと軌道に乗つておるといふ状態でございます。その税率を減免いたしますことは、その税収の面においてもいろいろ問題がございますので、私どもとしてはこの点についてはにわかに賛成しがたい点でございます。

それから地方道路護手税法の一部改正の問題であります。道路護手税が現在道府県及び五大市に護手になつておりますが、それを他の市町村にも譲与してはどうかという内容のようでございます。現在御承知のように道路の整備状況が国道、都道府県道でも手一ぱいという状態でございますし、国の補助事業自体も国道と並びに府県道に重点がおかれておるわけでありまして、そういう点から申しますれば、やはり国庫補助事業の地方負担額にも充たされることを予想しております。この譲与税の場合にはやはり現在の段階では道府県五大市というところがいいところではないだろうかというふうに考えます。

なお現在各府県は多くの場合は、市町村に対しても道路の補助を出していると思つております。道路護手税の使途は、市町村の道路事業の補助に充てること、これを認めておりますので、そういったような問題によって事実上かなりの解決をみるのではないだろうかというふうに考えます。

それから次に、酪農業の機械に供する軽油の免税の問題でございます。御承知のように軽油引取税もことごときたばかりでありまして、かなりに免税の手續についてむずかしい面もございまして、税務行政上、むしろこの免税規定を廃止すべきであるという意向が強くいわれておる現状でございます。私どもとして今さらに免税の範囲を広げるといふことは適当でないというふうに考えております。

それから固定資産税の月割賦課についての問題であります。これはよく、不動産の売買について、売買代金が月割りで払われる関係から、月割課税をしたらどうかという御意見を承るのがありますが、現在の固定資産税の建

前が、一月一日付の台帳に載つておる所有者に課税をする、台帳課税という基本をとつておりますから、従いまし月割課税をいたしますときには、月々台帳の中味を検討して変えなければならぬという、税務行政上非常に問題が起るわけでございます。従いまして現在の台帳課税方式のもとにおいて月割課税をすることは、技術的に困難ではないかと思つております。

それから最後の、大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正についてでございますが、現在の道府県に対して上澄みの分だけを持つていくというの、やめるかあるいは緩和してもいい、こういうことであります。これは多く所在市町村側から意見が出ておるわけでありまして、反対に府県の方は最近合併によって町村の規模が上つたので、地元市町村に残る額が大きくなつたから、この際むしろ引き下げて県の従来額を確保してもらいたい、こういう意見も出たりしておるわけでございます。そういった問題がございまして、私どもも現在まだ答申になっておりませんが、税制調査会等にも問題として提起をいたして御相談を申し上げておるわけでありまして、現在のところでは、その所在市町村が全部不交付団体であるというような考えから、今以上に緩和をすることは賛成できないという御意見をいただくとつておるわけでございます。

以上でございます。

○委員長(本多市郎君) 税制関係について以上説明並びに意見を聴取いたしました。この税制関係の諸願につき

まして質疑がございましたら御発言願います。

○占部秀男君 ちよつとお聞きしたいんですが、第二百六十一号の遊興飲食税の減免に関する件ですが、これはいわゆる大衆飲食店と申しますおでん屋とか、あまり高くなって、ちよつとわれわれがべいべいやらうというふうな、べいべいやらうてまあ飯を食おうという、そういうふうな大衆飲食店が課税の対象の中心になっておるのか、そうじゃないんですか、この諸願の趣旨は。

○説明員(細郷道一君) この税は御承知のように発生的に申しますれば遊興に課税をするという考えであつたわけでありまして、戦争中かなり財源を得たいために広範囲に大衆課税的になり、戦後もそれが続いたおつたわけでありまして、昨年の改正で高級面から徴収が確保できるということで、領収書制を突進いたしましたし、また現在の税率も高級面に高くなつておるわけでありまして、お尋ねの大衆面につきましては現在一人一回の飲食二百円までが免税でございます。これも昨年は百五十円でございますが、この四月から二百円に上つたばかりでございます。

○加瀬亮君 その百九十四号と二百六十一号と三百六十六号というのは性格、内容が違ふと思つておるんですが、今同じように御説明なさいました。二百六十一号と三百六十六号は今、占部委員の御指摘のようになつておる。だから経済状態が進展するにつれて課税が二百五十円が三百円というふうになるということも考

えられるわけで、そういう点でやはりどうするかは別問題として、十二分に減免点というものを考慮しなければならぬ問題じゃないかと思ふが、その点いかがでしょうか。

○説明員(細郷道一君) ただいま二百円まで免税して、それ以上五百円までが五%、五百円をこえると一〇%、まあこいうような段階の刻みになっております。問題は二百円で大衆課税を避け得られるかどうかという判断の問題が残ると思ひます。ただこの二、三年の免税点の推移から見れば、かなりの程度において現在の二百円で大衆課税を避けることができているのはなからうか。まあこいうような考え方を一つ持っているわけでありませぬ。

○加瀬完君 かなりの程度を言います。結局何かビール一本飲んで飯でも食べれば二百円はこえてしまふ。それはやはり税金がかかる。どんぶり一つにビール一ぱいぐらい飲んで、それが一体どうしても遊興飲食税をかけなければならぬ限界点かということになると、非常に問題があると思ふ。そういう点やはり考慮をする必要があるべきじゃないかと私も考へる。いかがでしょうか、二百円ぎりぎりというところですか。

○説明員(細郷道一君) 二百円が高いか低いかについては、検討する余地はあるということ、最初に申し上げた通りであります。従いまして私どもとしては、今の段階ではその程度でございます。

○大沢雄一君 三百十号の主畜酪農用機械に供する軽油の軽油引取税免税の件についてちょっとお尋ねしたいのですが、現在そのほかの農業用動力機械

に対する軽油の引取税はどつなつておりますか。

○説明員(細郷道一君) 現在農業用を主としてやっております場合には免税になっております。

○委員長(本多市郎君) それではこれより、各請願について採決いたします。採決の方法はさいせん申し上げた通りでございます。

まず第四十二号たばこ小売業に対する事業税を非課税とするの件、二百六、二百八十八、同様でございますから、一括してお諮りいたします。

○委員長(本多市郎君) それでは留保すべきものと決するに御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) さよう決定いたします。

次に第六十三号公衆浴場業に対する事業税軽減の件。

○委員長(本多市郎君) それではこれを採決して内閣に送付するものと決するに御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) さよう決定いたします。

第二十六十号米穀販売業に対する事業税減免の件。

○委員長(本多市郎君) 留保すべきものと決するに御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) さよう決定いたします。

○委員長(本多市郎君) 留保することと決するに御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

第九十四号旅館の宿泊料等の遊興飲食税減免に関する件。

○委員長(本多市郎君) それではこれを留保することに御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) さよう決定いたします。

第二十六十一号遊興飲食税の減免に関する件。第三十六号、同様でございます。これは一括してお諮りいたします。

○委員長(本多市郎君) それではこれを採決して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) さよう決定いたします。

第七十一号地方道路護手税法の一部改正に関する件。

○委員長(本多市郎君) これを留保することに御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) さよう決定いたします。

○委員長(本多市郎君) さよう決定いたしました。

第七十二号固定資産税の月割賦課に関する件。

○委員長(本多市郎君) それではさら

に検討することといたしまして留保することに御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) さよう決しました。

第七十三号大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する件。

○委員長(本多市郎君) それではこれを留保することに御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) さよう決定いたします。

○委員長(本多市郎君) さよう決定いたしました。

○委員長(本多市郎君) さよう決定いたしました。

○委員長(本多市郎君) さよう決定いたしました。

一任していただいたらいかがであらうかという意見の一致を見た次第でございます。よつて、委員派遣の件につきまして、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○成瀬幡治君 それは一任するといつわけですが、およそのめど、いつごろというめど、行かれる場所です。ね。そのことについてどんなふう

○委員長(本多市郎君) 理事会で話し合いました行く場所は、愛媛県、それから別府、または奄美大島がどうだろ

うという話がされた程度でありまして、その時期はまだ意見は一致しておりませぬ。どうしても国会の都合等を考へれば、やはり正月の十日か二十日

くらいまでになるのではないかと思ひます。

○成瀬幡治君 実は私どもの理事の加瀬君からも若干いろいろの点をお聞きして

いると思ひますが、問題は愛媛の問題については、少くとも私は希望的には、この臨時国会のうちに大体関係の

知事等に求めていたで、その実情等を實際にしたい。ということ、こ

こで質問をやつて明らかになつたことは、自治庁がつかんでおる情勢と、私

たちが聞き及んでおる情勢とを比べると、一番いいのは来てもらつて意見を聞くのが一番いい。しかしそれには期間が非常に短かいから、そこで向うへ、臨時国会が終つてから調査

等に行つたらどうかという話であつたから、それなら筋が通つておると、こ

長されることだ決定的だということに
なれば、延長されたら愛媛県への出張
はやめて、知事を喚問する、喚問とい
うとおかしいですが、参考人として来
てもらう。こういうことが理事会で打
ち合せられて、そうして決定になった
ものなら、あなた方理事の方に一任す
ることやぶさかではないのです。そ
の間のいきさつ等を若干お聞きしたい
と思います。

○委員長(本多市郎君) これは、成瀬
委員の御希望については、委員長理事
の打合会で十分相談いたしたいと存じ
ます。

○占部秀男君 実は成瀬さんが言われ
た問題の原因はここにあると思うので
すが、奄美大島の問題は別に、愛
媛の問題は現地の事情が一つのトラブ
ルが起つておるといふ実情なのです。
そうしてこういうトラブルを起しては
いけないというわれわれの方のあれも
あるし、単にそのまま放置しておく
と、実際問題として地公法違反の問題
として、放つておいて問題をむやみに
拡大させるような、そういうようなこ
とにならないように、やはりわれわれ
地方行政委員としてそういうことに努
めなければならぬと思うのです。そう
いうことになる、一月過ぎというこ
とになると、これは大きな問題になり
ます。まず火をぶつつけてあつちこつち
燃やしてから後に、灰になったときに
行くということになって、実際われわ
れに出された問題の意義がなくなるの
じゃないか。これは時間のタイムリー
の関係がございまして、やはりど
うしても今成瀬さんの言われたようにお
計らいを、ぜひこれは一つお願いをい

たしたいと、こういうふうに思いま
す。
○委員長(本多市郎君) 御希望の点は
よくわかりました。
○加瀬完君 先ほど委員長理事打合会
の大略をわが会派の各委員に御相談を
申し上げたわけでございまして、今他
の委員からもお話しができましたように、
奄美大島はとにかくとして、愛媛は
現在非常に争いといひますか、対立
状態になっておる。早く解決しなければ
ならないという点から考えれば、こ
れを一月以後ということにするより
も、もし国会が延びることになるなら
ば、何も現地視察ということではなくて
もいいのだ。解決の方法を別に考えて
もいいのじゃないか。たとえば知事な
り副知事なりに来てもらつて事情を聞
いて解決の策を立てるということでも
いいし、もしそれが不可能であるとい
うならば、年内に一日も早く愛媛の現
地視察をして、問題の解決を行なつた
方がいいのじゃないか。そういう点も
委員長に再度理事会があつたらお願い
をしてくれという事でございまして
ので、そういう趣旨で申し上げてお
るわけでございまして、どうぞよろし
くお願いをいたします。

○委員長(本多市郎君) 加瀬理事が先
ほどお話の通り、理事会でお話があり
ました。
○大沢雄一君 私は本委員会会の職責
は、国政に関する地方行政の調査とい
うことであるだろうと考えておるわけ
なんです。従いまして個々の地方自治
体で起りました行政措置の当否という
ことを、われわれが直接これを判定す
る立場にないのではありませんから、現
実に理事者側また職員側それぞれの理

由で、トラブルというお話がありまし
たが、いわゆる争議状態にあるという
ような場合に、われわれの国政調査権
の発動というものは、よほど慎重にい
たさなければ、不当に地方自治の自主
権に干渉するといふようなつもりはわ
れわれになくとも、受ける方の側から
見れば、そういうふうにとられること
が少くないのではないかと、従いまし
て、私といたしましては、この問題に
ついては慎重な考慮をなされるとい
うことが必要であると考えておるま
す。

○占部秀男君 今、大沢さんの言われ
たことは私も一部は賛成ですが、一部
はちよつとおかしいと思つておる。わ
れわれの任務が国政に関するものであ
るといふことは、これは大沢さんの言
われるまでもなくわれわれもそういう
ふう感じております。またわれわれ
が個々の地方の行政について、何か裁
判官のように当否を判定しに行こう。
乗り込んで行つて、お前が悪いのだ、ま
たはお前が悪いのだ、こういうことを
判定しに行こう、そういうような何か
争議の労働委員会のような役目をもつ
て行こうなんといふような、そんなこ
とを私は言つておるのじゃないので
す。問題は個々の愛媛県に起つた問題
ではあるけれども、そのこと自体が全
国の県に同じような形で波及する問題
である。全国的な問題であつて、これ
は国政の問題です。特に問題の発生と
いう原因が地方公務員法の中のこの給
与の問題に関するところの問題であ
り、知事なら知事のやつたことが地公
法のこういうような規定を少くとも曲
げてやつておるような疑いがある。こ

ういうような場合に、ただそれを放置
していく。知事であるがゆえに、地方
自治体であるがゆえに、ただそれはど
んなことをやつてもいいのだというな
ら、何も地方公務員法なんて作る必要
はござらない。やはり地方公務員法を
作つておる以上は、これを知事に守つ
てもらつて、そういうようなトラブル
の起らないようにしてもらつておるこ
ろに法律というものは建前があると思
つておる。特にこの問題についてはわ
れわれが慎重に行こうといふことや、干
渉をしないといふことについては、これ
はもう大沢さんの言われる通り、われ
われは何も干渉しやいかぬのですか
ら、干渉しに行こうといふのじゃな
い。問題はそういうような事実が起つ
ておるといふことです。そういうこと
が、法にもとるような形が行われてお
る。その内容をわれわれは調査をしに
行つて、そしてやはり調査をした結果
は、自治庁ならば自治庁に対して、も
しも知事のやる事が悪ければ、適当
な行政指導をしてもらうといふよう
な、いろいろな方法はあつておると思
ふのです。われわれは現地に乗り込ん
で裁判をしようといふのではないので
ありますから、その点は誤解のないよ
うにお願いをしたい。

○大沢雄一君 私の申し上げたこと
を、私もえらく今誤解されないうよう
に一つお願いをしたと思つておる。私
の発言内容も、決して皆様の御提案
が、判定しに行こうとかあるいはこれ
を糾明しようとかいふ意図でないこと
は、十分承知しておりますが、ただ、
時期と方法を考えなければ誤解をさ
れるおそれがあるから、私には、
慎重に考えてもらいたいといふことだ

けを申し上げておるのでございませ
う、その点一つ誤解のないように願
いたい。

○大和与一君 国政といつたつて、や
はり広いいえば、いかなることも国
政に関連のないことはないといふこと
もできませんが、大沢理事のおつしやる
線に従つて考えても、自治庁が実際に
この問題を知つておる、知らなかつた
ら行く必要はないといふお話がありま
したけれども、よく承知しておる。し
かも自治庁の説明というものは、私た
ちが聞いておる模様とあまりに違ふか
ら、具体的に自治庁の問題として取り
上げられておるのですから、これを一
日も早く解明をしてやらなければなら
ない。その自治庁に解明をさせること
が即この問題の解決になるのだ、こ
う考えて、この前もお願いをした次第で
あります。ですから先ほどから話が出
ているように、できればやはり来てい
ただく方が早いのですから、来ていた
だくように意見をまとめていただけれ
ばなおありがたいので、この点は委員
長に願いたいのは、なお理事会で御協
議をいただいて、そしてそれがどうし
てもいけない場合には行かしていただ
く、こういうことであつて、かりそめ
にも自主性を侵すとかいふようなこと
は毛頭考えていないことはよく御理解
をいただきましたから、もう少しこれ
は懇談をしてもらつて、できれば来て
いただく方が早い。そして自治庁が現
地から聞いておることが正しく聞かれ
ておつて、正しく自治庁が理解してお
るのだつたら、この前の委員会私た
ちに報告されたことがもう少し私たち
に納得できる線でお答弁がいただけた
と思つておる。ところが聞いておる

○大沢雄一君 私の申し上げたこと
を、私もえらく今誤解されないうよう
に一つお願いをしたと思つておる。私
の発言内容も、決して皆様の御提案
が、判定しに行こうとかあるいはこれ
を糾明しようとかいふ意図でないこと
は、十分承知しておりますが、ただ、
時期と方法を考えなければ誤解をさ
れるおそれがあるから、私には、
慎重に考えてもらいたいといふことだ

○大沢雄一君 私の申し上げたこと
を、私もえらく今誤解されないうよう
に一つお願いをしたと思つておる。私
の発言内容も、決して皆様の御提案
が、判定しに行こうとかあるいはこれ
を糾明しようとかいふ意図でないこと
は、十分承知しておりますが、ただ、
時期と方法を考えなければ誤解をさ
れるおそれがあるから、私には、
慎重に考えてもらいたいといふことだ

○大沢雄一君 私の申し上げたこと
を、私もえらく今誤解されないうよう
に一つお願いをしたと思つておる。私
の発言内容も、決して皆様の御提案
が、判定しに行こうとかあるいはこれ
を糾明しようとかいふ意図でないこと
は、十分承知しておりますが、ただ、
時期と方法を考えなければ誤解をさ
れるおそれがあるから、私には、
慎重に考えてもらいたいといふことだ

○大沢雄一君 私の申し上げたこと
を、私もえらく今誤解されないうよう
に一つお願いをしたと思つておる。私
の発言内容も、決して皆様の御提案
が、判定しに行こうとかあるいはこれ
を糾明しようとかいふ意図でないこと
は、十分承知しておりますが、ただ、
時期と方法を考えなければ誤解をさ
れるおそれがあるから、私には、
慎重に考えてもらいたいといふことだ

まるで違いますから、そこいらをもう少しきちんとしたい。それをきちんとすることが今までの解決を促進するのだと、こういうふうに私たちは考えておるのです。ぜひその点で御理解をいただきますながら、委員長にはこうなつたら一つ話を少し戻していただいて、一つどなたか関係の方に来ていただく。そしてゆつくりお話をさつぱらんに聞かしてもらう。このことの方が促進になると思いますが、委員長の御配慮をいただきます。十分相談をいたしたいと思ひます。

○委員長(本多市郎君) 十分相談をいたしたいと思ひます。

○加瀬完君 大沢さんの御指摘のような点、十二分に注意をしなければならぬと思ひますが、この委員会でも同じような給与の問題で、奈良の知事に來ていただいて、いろいろと事実をお話していただいたこともございます。警察行政については熊本の本部長に來ていただいたこともありましたし、他の委員会でもそれぞれ市町村長を参考人として来ていただきました。いろいろの点伺つておられますのも、一般の慣習でもございますので、大沢先生の御留意するような点を十分注意をいたしまして、できますならば大和委員の方からお願ひをいたしましたような点でおまゝとめたいだけならば、これは年末年始といつたような各委員の忙しい時を避けられることもできますし、それをまゝあらためてお願ひをいたしたいと思ひます。

もしそれがどうでも現地の御都合もあつてまいとごいふことでもございませぬならば、やはり問題をあまり長引かせることのないように、少しでも早く現地に派遣をしていただけるように機

会を作つていただきたい。その点を一つ委員長にお願ひをいたします。

○成瀬權治君 私は大沢さんがおっしゃる通りに非常に一つ円滑にして自治体が行うべくよくふりになることを念願しております。しかし現実に問題は愛媛に起きておる。そして青森にもあつて、これは拾い出せば切りがございせんが、相当問題があるわけでございます。そこで非常にタイミングの問題が大事な点だと思ひます。今お聞きしますと、加瀬君の方から前例等も指摘になりました。そこで一つ委員長がこの問題につきまして何かこうあつてどうかないわといふのじやなくて、やはり事前に手が打てれば非常になりがたいと思ひますから、そういうような点も十分お含みになつて、理事會等で一つ善処していただければならぬと思ひます。私ならば非常にけつこうですから、私は理事會に一任していいと思ひます。

○小柳牧衛君 今皆さんのお話の通りだと思ひますが、大体その実際の状況を把握するには、現地へ行くとかいろいろ適當な方法をとつたらけつこうだと思ひますが、しかしまた今、大沢さんが言われるように、いろいろ誤解を招くといふことをしないように十分注意しなげやならぬと思ひます。しかしできるだけ早く実情を把握するといふことが必要だと思ひますので、そういうことにあつた議論等を十分に勘案して、委員長の良識に訴えるとして、委員長にお任せすることに賛成いたします。

○委員長(本多市郎君) 皆さんから聞かれた御趣旨は十分わかりましたので、これには、派遣するとすれば一派ばかりでなく、ほかの党からも練

り合せて行つてもらわなげやならぬと思ひます。そういう人たちの都合もあり、また受け入れる方の都合も全然考へないといふわけにもいきません。さらにはまた会期でも延長になればこつちへ來てもらつて話を聞くといふ方法も、成瀬委員の言われた通りあるわけですから、いろいろなことを総合して考へて、一つ善処したいと思つております。それではそういうことで理事、委員長に……

○成瀬權治君 何も会期中だけでなくともいいわけですから。

○委員長(本多市郎君) だけれども……

それじゃそういうことで理事、委員長に一任することに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) それじゃさう決定いたしました。

○委員長(本多市郎君) 次に前回の委員会に引き続き質問を継続するわけでございますが、当委員会として、この際決議等を考慮したらどうかという意見も出ておりますので、それらの問題について懇談をするために暫時休憩をいたしたいと存じます。

午後三時十八分休憩
午後三時五十分開會

○委員長(本多市郎君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

この際、特にお諮りしたいことがございせんか。それは、地方行政上、特に重点的な問題について、委員会の意思を政府の政策に強く反映したいとい

いう趣旨から、休憩中の懇談会におきましても種々懇談を重ねた結果、各種の決議を行うこと、並びにこの決議案文について御協議を願つたわけでありましたが、委員各位の御意見もまことまりましたので、この際、この決議に関する件を議題といたします。

案件は地方財政の確立促進に関する決議案、新市町村建設促進に関する決議案、選挙の常時啓発の費用の財政措置に関する決議案、地方公務員の給与賞確保に関する決議案等であります。

この際、懇談会においてその趣旨は十分御了承いただいておりますので、直ちに決議案文を提案者より朗読していただきます。

○大沢雄一君 地方財政の確立促進に関する決議案

地方財政は単に均衡の緒につけるに止まり、この際、累増する公債費、不当に圧縮された投資的経費或は人件費等については引続き格段の措置を必要とする。政府は明年度予算により次の諸施策を強力に推進すべきである。

一、公債費中、国の責任によると認められるものにつき、元利補給する等のほか、今後の分については、利子を引下げ、償還期限を延伸し、公募地方債の合理的消化機関を設置すること。

二、国税につき減税が行われる場合には国民負担の現情と地方財政の現況にかんがみ、地方財政収入については現行制度による必要額の確保を期すること併せて、負担の均衡、中小所得者の負担軽減の趣旨を没却せざること。

三、投資的経費は均衡を得るの目的で不当に圧縮されているから、行政水準の向上を計るため、これを是正すること。

右決議する。

新市町村建設促進に関する決議案

新市町村の建設は町村合併併極の目的であるのみならず、地方自治確立の根本をなすことに鑑み、その実現の促進については万全の措置を必要とする。政府は、この際、次の諸施策を強力に推進すべきである。

一、新市町村建設のため、補助金、地方債を大幅に増額し、極力、財政上の援助に努めること。

二、国有林の払下げ、公営企業の許可、電話の統合整備等につき積極的な措置を講ずること。

右決議する。

地方公務員の給与賞確保に関する決議案

地方公務員の給与は昇給の延伸、停止等國家公務員の場合に比し困難な状態にある。特に期末手当の支給については地方財政の窮乏に禍される場合が多い。よつて政府は、これらの点に万全の措置を講じて地方公務員の給与賞の確保に努むべきである。

右決議する。

選挙の常時啓発の費用の財政措置に関する決議案

公職選挙法には、都道府県及び市町村の選挙管理委員会の行方選挙に関する常時啓発の費用については、国において財政上必要な措置を講ずるものと規定している。これに対し、現在一億円を地方交付税中に見

込む程度では極めて不満足である。よつて、政府は右経費中当然の責任と認められるものについて、選挙管理委員会の活動に資するため、少なくとも一年三億円程度を委託費として支出すべきである。

○委員長(本多市郎君) たいだいま御提案になりました地方財政の確立促進に關する決議案、新市町村建設促進に關する決議案、選挙の常時啓発の費用の財政措置に關する決議案、地方公務員の給与費確保に關する決議案、以上四決議案をいずれも本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたします。

この際、たいだいまの四決議案に対する政府の所信を聴取いたします。

○政府委員(早川崇君) 決議の御趣旨は政府といたしましてはまことに正當を得た決議と存じまして、これが実現のために最善の努力をいたしたいと考へるものであります。

○委員長(本多市郎君) それでは次に継続調査の要求について、この際お諮りいたします。

本委員会におきましては、今期国会におきましても議長の承認を得て、地方行政の改革に關して種々調査を行なつて参つたのであります。が、問題の重要性にかんがみまして、今期国会閉会中も引き続きこの調査を行いたいと存じます。よつてこの旨の要求書を議長に提出することに御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたします。

なお、要求書の文案、議長に提出の時期等につきましては、便宜委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと認めて、さよう取り計らいます。

本日は、これで散会いたします。次回は、公報をもつてお知らせいたします。

午後三時五十九分散会

十二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に、「第六十四条」を「第六十四条の二」に、「第九十七条、第九十八条」を「第九十七條」に改める。

第三条第二項中「規約の変更」の下に「(政令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「認可を受けたとき」を「認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る規約の変更をしたとき」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合は、前項に規定する政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを自治庁長官に届け出なければならぬ。

第五条第一項第二号中「予算の決定及び」を「事業計画書の作成及び総理府令で定める重要な変更並びに」に改める。

第九條第二項中「第六十五條第二号」を「第六十五條第一項第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

第十三條第二項中「第三十九條の退職年金」を「規定による退職年金又は廃疾年金」に改め、同条に次の二項を加える。

3 組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合又はこの法律による他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員であった期間は、合算する。ただし、前後の組合員であった期間を合算した期間は二十年に達しないときは、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員の期間の計算については、この限りでない。

4 組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に再び組合員の資格を取得した場合における後の期間の計算については、第一項の規定にかかわらず、その再び組合員の資格を取得した月は、その期間に算入しない。

第十四條第一項中「組合から退職年金」の下に「若しくは廃疾年金」を加え、「退職年金を受ける権利を有しない者」を「退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有しない者」に改め、

同条第三項中「組合員で船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による船員保険の被保険者であるもの(以下「船員」である組合員」という。))を「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による船員保険(以下「船員保険」という。))の被保険者(以下「船員」という。))で組合員であるもの」に、「なお船員保険法」を「なお同法」に改める。

第二十四條第二項中「その権利を失つた場合」を「死亡した場合」に改める。

第二十六條中「支給すべき給付金」の下に「(家族埋葬料に係るものを除く。)」又は「その者の遺族に支給すべき給付金(埋葬料に係るものを除く。))」を加える。

第二十七條に次の一項を加える。

2 前項の時効は、この法律の規定によつて給付の支給を停止する期間は、進行しない。

第二十九條中「給付を受ける権利を有する者」の下に「(給付事由が組合員の被扶養者について発生した場合にあつては、当該被扶養者を含む。))」を加える。

第三章第一節中第二十九條の次に次の一条を加える。

2 前項の場合において、第三十一条第一項第三号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條ノ五の規定により登録を受けた保険医をいう。以下同じ。))が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付させることができる。

第三十一条第一号中「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、同条第二号中「組合員の療養について組合が契約している医療機関」を「特定の組合員又は薬局が契約しているもの」に改め、「(大正十一年法律第七十号)を削り、「第四十三條ノ六」を「第四十三條ノ九」に改め、「当該医療機関」の下に「又は薬局」を加え、「厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額」を「規約で定めるところにより、同法第四十三條ノ八の規定の例により算定した一部負担金(以下「一部負担金」という。))」に相当する金額の全部又は一部」に改め、同条第三号中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「厚生大臣の定める基準」を「厚生大臣の定める基準」に、「厚生大臣の定める基準」を「厚生大臣の定める基準」に改め、同条第三号中「組合と当該保険医療機関又は保険薬局との契約により別段の定をした場合」にあつては、その契約により定めた基準)によつて」に、「厚生大

臣の定める基準による初診料を、「一部負担金」に改め、同条第四号中「医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から」を「医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関において」に、「又は手当」を、「薬剤の支給若しくは手当」に、「厚生大臣の定める基準による初診料」を「一部負担金」に改め、同条に次の一項を加える。

2 組合員が前項第一号から第三号までの規定により療養を受ける場合の手続については、総理府令で定める。

第三十二条第一項中「被扶養者が」を「被扶養者は、前条の規定に準じ、」に改め、「受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを削り、」同条の規定を「前条第一項の規定」に、「同条第二号但書」を「同項第二号但書」に改める。

第三十三条の見出し中「保険医等」を「保険医療機関等」に改め、同条中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「第三十一条第三号」を「第三十一条第一項第三号」に改める。

第三十四条を次のように改める。
(保険医療機関等の療養担当等)
第三十四条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ五の規定により登録を受けた保険薬剤師をいり、以下同じ。）は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員

及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当らなければならぬ。

第三十五条第一項中「同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關し左に掲げる事由に該当事るに至つたときを、同一人に係る同一の疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、これらの給付（国家公務員共済組合法又は公企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）によるこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後三年を経過したとき」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「国家公務員共済組合」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合」を加え、「又は船員保険法による船員保険（以下「船員保険」といふ。）の被保険者を」の被保険者又は船員」に改める。

第三十七条の見出しを「分べん費及び配偶者分べん費」に改め、同条第一項及び第二項中「分べん費」を「分べん」に、「分べん費」を「分べん費」に改め、同条第三項中「被扶養者である配偶者」の下に「前項本文の規定の適用を受ける者を除く。」を加え、「分べん」を「分べん」に、「配偶者分べん費」を「配偶者分べん費」に改める。

第三十八条の見出しを「保育手当金」に改め、同条第一項中「配偶者」の下に「第三項本文の規定の適用を受ける者を除く。」を加え、「分べん」を「分べん」に、「保育」を「保育」に、「保育手当金」を「保育手当金」に改める。

め、同条第二項及び第三項中「保育手当金」を「保育手当金」に、「分べん」を「分べん」に、「保育」を「保育」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定による保育手当金は、分べんしたときに前金払をすることが出来る。

第三十九条第二項中「被扶養者」の下に「次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。」を加える。

第四十一条第一項中「該当し組合員の資格を喪失したとき」を「該当し、又はこの法律に基く退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し、国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けるとき」を削り、「第四十三条第一項」を「次条第二項及び第四十三条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 退職年金を受ける権利を有する者が別表第二に掲げる程度の廃疾の状態となつたときは、その状態にある間は、その者には、第一項ただし書の規定を適用しない。

4 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者に退職年金を支給するときは、第二項の規定により算定した退職年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を控除した額を退職年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

第四十二条に見出しとして「（再就職した場合の退職年金の停止等）」を附し、同条第二項中「該当し組合員の資格を喪失したとき（引き続きこの法律による他の組合員の資格の取得し、第十三条第二項の規定の適用を受けるときを除く。）」を「該当したとき」に改め、同条第三項中「従前の退職年金の額より」を「従前の退職年金の額に後の組合員であつた期間一年につき再び第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当した当時の給料日額の四日分に相当する額を加算した額より」に、「従前の退職年金の額」を「その額」に改める。

第四十三条第一項中「該当し組合員の資格を喪失したとき」を「該当したとき（引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し、国家公務員共済組合法第十五条第四項の規定の適用を受けるときを除く。）」に改める。

第四十四条第一項を次のように改める。

組合員であつた期間六月以上の者が公務によらないで疾病にかかり、若しくは負傷したものが退職した場合において、その退職の時（第三十五条第二項の規定により組合員の資格を喪失した後に継続して療養の給付又は療養費を受けている場合においては、これを受けることができる期間内になおつた時又はなおならないがその期間を経過した時。以下第四十七条までにおいて同じ。）に、当該疾病若しくは負傷の結果として、別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にある

とき、又は廃疾一時金の支給を受けた者の廃疾の程度が退職の時から五年以内に増進し、別表第二に掲げる程度の廃疾の状態に該当することとなつた場合において、その期間内に請求があつたときは、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。

第四十四条に次の一項を加える。

4 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後に廃疾年金を支給すべき事由が発生した者に廃疾年金を支給するときは、前二項の規定により算定した廃疾年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を控除した額を廃疾年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

第四十五条を次のように改める。

（廃疾の併合による廃疾年金）
第四十五条 廃疾年金を受ける権利を有する者若しくは廃疾一時金の支給を受けた者に対して更に廃疾年金を支給すべき事由が発生したとき、又は廃疾一時金の支給を受けた者に対して更に廃疾一時金を支給すべき事由が発生した場合において、当該事由が発生した時における前後の廃疾を併合した廃疾の程度が別表第二に掲げる廃疾の程度に該当するときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を支給する。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を受ける権利を取得したときは、従前の廃疾年金を受ける権利は、消滅する。

第四十六条に見出しとして「(廃疾の程度が変つた場合の年金額の改定等)」を附し、同条中「前条」を「第二項」に改め、同条を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次のように加える。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を受ける権利を取得したときは、従前の廃疾年金を受ける権利は、消滅する。

3 組合員であつた期間二十年以上で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定によりその支給を受けなくなつたときは、第二十五條第三号の規定により支給しないこととされていた退職年金を支給する。ただし、第四十一条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(再就職した場合の廃疾年金の停止等)

第四十六条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から廃疾年金の支給を停止する。

2 前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合において、その退職の時に別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、前後の組合員であつた期間を合算し、その廃疾の程度に応じて、廃疾年金の額を改定する。

3 前項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の廃疾年金の額(改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が従前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合にあつては、従前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額)に、組合員であつた期間十年をこえ二十年に至るまではその十年をこえる期間のうち後の組合員であつた期間一年につき再び退職した当時の給料日額の三分に相当する額を、二十年をこえる期間についてはその期間のうち後の組合員であつた期間一年につき当該給料日額の四分に相当する額を加算した額より少ないときは、その額をもつて改定廃疾年金の額とする。

第四十七條第一項を次のように改める。

組合員であつた期間六月以上の者が公務によらないで疾病にかかり、又は負傷したものが退職した場合において、その退職の時に、当該疾病又は負傷の結果として、別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者に廃疾一時金を支給する。

第五十條第一項第二号を次のように改める。

二 婚姻したとき、又は直系姻族以外の者の養子となつたとき。

第五十六條中「組合員が」の下に「前条に規定する非常災害により」を加える。

第三十條第八節第六十四條の次に次の一条を加える。

第六十四條の二 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において、療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費の支給は、行われない。

第六十五條に次の一項を加える。

第六十六條第二項中「前項の掛金は、」の下に「政令で定めるところにより、」を加える。

第七十七條中「第三條第三項を」
第七十八條中「第三條第三項を」
第七十九條中「第三條第三項を」
第八十條中「第三條第三項を」
第八十一條中「第三條第三項を」
第八十二條中「第三條第三項を」
第八十三條中「第三條第三項を」
第八十四條中「第三條第三項を」
第八十五條中「第三條第三項を」
第八十六條中「第三條第三項を」
第八十七條中「第三條第三項を」
第八十八條中「第三條第三項を」
第八十九條中「第三條第三項を」
第九十條中「第三條第三項を」
第九十一條中「第三條第三項を」
第九十二條中「第三條第三項を」
第九十三條中「第三條第三項を」
第九十四條中「第三條第三項を」
第九十五條中「第三條第三項を」
第九十六條中「第三條第三項を」
第九十七條中「第三條第三項を」
第九十八條中「第三條第三項を」
第九十九條中「第三條第三項を」
第一百條中「第三條第三項を」
第一百零一條中「第三條第三項を」
第一百零二條中「第三條第三項を」
第一百零三條中「第三條第三項を」
第一百零四條中「第三條第三項を」
第一百零五條中「第三條第三項を」
第一百零六條中「第三條第三項を」
第一百零七條中「第三條第三項を」
第一百零八條中「第三條第三項を」
第一百零九條中「第三條第三項を」
第一百一十條中「第三條第三項を」
第一百一十一條中「第三條第三項を」
第一百一十二條中「第三條第三項を」
第一百一十三條中「第三條第三項を」
第一百一十四條中「第三條第三項を」
第一百一十五條中「第三條第三項を」
第一百一十六條中「第三條第三項を」
第一百一十七條中「第三條第三項を」
第一百一十八條中「第三條第三項を」
第一百一十九條中「第三條第三項を」
第一百二十條中「第三條第三項を」
第一百二十一條中「第三條第三項を」
第一百二十二條中「第三條第三項を」
第一百二十三條中「第三條第三項を」
第一百二十四條中「第三條第三項を」
第一百二十五條中「第三條第三項を」
第一百二十六條中「第三條第三項を」
第一百二十七條中「第三條第三項を」
第一百二十八條中「第三條第三項を」
第一百二十九條中「第三條第三項を」
第一百三十條中「第三條第三項を」
第一百三十一條中「第三條第三項を」
第一百三十二條中「第三條第三項を」
第一百三十三條中「第三條第三項を」
第一百三十四條中「第三條第三項を」
第一百三十五條中「第三條第三項を」
第一百三十六條中「第三條第三項を」
第一百三十七條中「第三條第三項を」
第一百三十八條中「第三條第三項を」
第一百三十九條中「第三條第三項を」
第一百四十條中「第三條第三項を」
第一百四十一條中「第三條第三項を」
第一百四十二條中「第三條第三項を」
第一百四十三條中「第三條第三項を」
第一百四十四條中「第三條第三項を」
第一百四十五條中「第三條第三項を」
第一百四十六條中「第三條第三項を」
第一百四十七條中「第三條第三項を」
第一百四十八條中「第三條第三項を」
第一百四十九條中「第三條第三項を」
第一百五十條中「第三條第三項を」
第一百五十一條中「第三條第三項を」
第一百五十二條中「第三條第三項を」
第一百五十三條中「第三條第三項を」
第一百五十四條中「第三條第三項を」
第一百五十五條中「第三條第三項を」
第一百五十六條中「第三條第三項を」
第一百五十七條中「第三條第三項を」
第一百五十八條中「第三條第三項を」
第一百五十九條中「第三條第三項を」
第一百六十條中「第三條第三項を」
第一百六十一條中「第三條第三項を」
第一百六十二條中「第三條第三項を」
第一百六十三條中「第三條第三項を」
第一百六十四條中「第三條第三項を」
第一百六十五條中「第三條第三項を」
第一百六十六條中「第三條第三項を」
第一百六十七條中「第三條第三項を」
第一百六十八條中「第三條第三項を」
第一百六十九條中「第三條第三項を」
第一百七十條中「第三條第三項を」
第一百七十一條中「第三條第三項を」
第一百七十二條中「第三條第三項を」
第一百七十三條中「第三條第三項を」
第一百七十四條中「第三條第三項を」
第一百七十五條中「第三條第三項を」
第一百七十六條中「第三條第三項を」
第一百七十七條中「第三條第三項を」
第一百七十八條中「第三條第三項を」
第一百七十九條中「第三條第三項を」
第一百八十條中「第三條第三項を」
第一百八十一條中「第三條第三項を」
第一百八十二條中「第三條第三項を」
第一百八十三條中「第三條第三項を」
第一百八十四條中「第三條第三項を」
第一百八十五條中「第三條第三項を」
第一百八十六條中「第三條第三項を」
第一百八十七條中「第三條第三項を」
第一百八十八條中「第三條第三項を」
第一百八十九條中「第三條第三項を」
第一百九十條中「第三條第三項を」
第一百九十一條中「第三條第三項を」
第一百九十二條中「第三條第三項を」
第一百九十三條中「第三條第三項を」
第一百九十四條中「第三條第三項を」
第一百九十五條中「第三條第三項を」
第一百九十六條中「第三條第三項を」
第一百九十七條中「第三條第三項を」
第一百九十八條中「第三條第三項を」
第一百九十九條中「第三條第三項を」
第二百條中「第三條第三項を」

を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問をさせ、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは「診療録」を「診療録」に改め、同条第四項中「立入検査」を「質問をし、又は検査」に改め、同条第五項中「立入検査」を「質問又は検査」に改める。

第九十條 船員である組合員の船員であつた期間(船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ)の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第九十條 船員である組合員の船員であつた期間(船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ)の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第九十條 船員である組合員の船員であつた期間(船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ)の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第九十條 船員である組合員の船員であつた期間(船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ)の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第九十條 船員である組合員の船員であつた期間(船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ)の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第九十條 船員である組合員の船員であつた期間(船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ)の計算については、船員保険法の定めるところによる。

間)を組合員であつた期間とする。

3 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族が、第九十一条の二の規定により、船員保険法第三章第五節から第八節までに規定する給付又は同章第九節に規定する遺族年金を選択した場合において、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者に船員でない組合員であつた期間があるときは、これらの者に支給すべき退職給付、廃疾給付又は遺族給付の基礎となるべき組合員の期間の計算については、前項の規定にかかわらず、組合員であつた期間から船員である組合員であつた期間を控除した期間を組合員であつた期間とみなす。

第九十一条 船員である組合員又は船員である組合員であつた者で船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当するものに対するこの法律の適用については、第十三条第三項、第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十六条第三項及び第四項、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条並びに附則第十六項中「二十年」とあるのは「十五年」とし、第四十一条第二項中「四分分」とあるのは「三分分」とし、「二十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の四分分」とあるのは「十五年をこえ二十年に達するまでは十五年をこえ一年を増すごとにその一年につき給料日額の六日分、二十年以上については二十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の四分分」とし、第四十二条第三項中「四分分」とあるのは「四分分(組合員であつた期間二十年に達するまでは六日分)」とする。

第九十一条の次に次の一条を加える。

第九十一条の二 船員である組合員又は船員である組合員であつた者の船員である期間又は船員であつた期間に係る給付は、第三章、第九十条第二項及び前条の規定にかかわらず、これを受ける権利を有する者の選択により、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者が組合員とならなかつたものとした場合に受けるべき船員保険法の規定による給付(失業に因する給付を除く)とすることとする。

第九十二条中「船員である組合員でない船員保険の被保険者であつた期間」は、船員保険の被保険者「を」組合員でない船員であつた期間は、船員「に」、「前条」を「前三条」に改める。

第九十七条を次のように改める。

(罰則)

第九十七条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を規定する者が第八十六条第三項の規定による報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第九十八条を削る。

附則第十三項を削り、附則第十四項を附則第十三項とし、附則第十五項を附則第十四項とする。

附則第十六項中「同項に規定する組合員」の下に「(次項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に關する規定の適用を受ける組合員を除く。を)を加え、これを退職したものとみなす。」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十七項中「附則第十五項を」を「附則第十四項」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を附則第十六項とする。

この場合においては、市町村は、当該組合員に対する第六十八条第一項第二号に掲げる給付に要する費用を負担しないものとする。

附則第十八項を次のように改める。

附則第十五項の規定は、前項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に關する規定の適用を受ける組合員がこれらの給付に關する規定の適用を受けない組合員となつた場合に準用する。

18 退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が再び附則第十四項第二号又は第三号に規定する組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月以後その者が組合員である間は、その支給を停止する。

附則第三十項中「附則第十五項を」を「附則第十四項」に改める。

附則第三十一項中「(以下本項において「控除期間」という。を)」を「(第十三条第二項の規定により、この法律による組合の組合員であつた期間とみなされる国家公務員共済組合の組合員であつた期間のうち国家公務員共済組合法第九十五条に規定する控除期間を含むものとし、以下この項において「控除期間」という。を)」に改める。

附則第五十五項を附則第五十七項とし、附則第四十項から附則第五十四項までを二項ずつ繰り下げ、附則第三十九項の次に次の二項を加える。

40 適用除外市町村以外の市町村の区域の全部又は一部が適用除外市町村の区域の一部となつた場合におけるこの法律による組合と健康保険組合との関係の調整については、附則第二十三項後段、第二十五項及び第二十六項の規定に準じて政令で定める。

(附則第二十一項に規定する団体の行方給付等についての取扱)

41 第九条第一項及び第二項の規定は附則第二十一項に規定する団体の行方同項に規定する長期給付に相當する給付について、第十条の規定は附則第二十一項に規定する団体の行方同項に規定する長期給付に相當する者について準用する。この場合において、第九条第一項中「組合の給付」として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付」とあるのは「附則第二十一項に規定する長期給付に相當する給付のうち退職給付に相

當する給付以外の給付」と、同条第二項中「この法律に基く給付、第六十五条第一項第二号の貸付並びに同条同項第三号及び第四号に規定する事業」とあるのは「附則第二十一項に規定する長期給付に相當する給付」を讀み替へるものとする。

別表第二の一級の項の廢疾の状態の欄中「高度の精神障害」の下に「又は身体障害」を加える。

別表第四の廢疾の状態の欄中「言語の機能に著しい」を「言語の機能」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第三十一条から第三十四条まで、第八十六条及び第九十七条の改正規定、第九十八条を削る改正規定並びに附則第四条から第七条まで及び第七七条の規定(以下「健康保険法の改正に伴う改正規定等」という。)は、健康保険法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

(組合員の期間の計算方法に關する経過措置)

第二条 改正後の市町村職員共済組合法(以下「新法」という。)第十三条第三項の規定は、この法律(附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行前に再び組合員の資格を取得した者に係る給付でこの法律の施行後に給付事由が発生したものの基礎となるべき

組合員である期間の計算についても適用する。

(時効に関する経過措置)

第三条 新法第二十七條第二項の規定は、この法律の施行の際改正前の市町村職員共済組合法(以下「旧法」という。)の規定により給付の支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止されていた期間についても適用する。

(組合の契約する医療機関等に関する経過措置)

第四条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に組合が契約している旧法第三十一條第二号に規定する医療機関は、昭和三十一年三月三十一日までの間は、新法第三十一條第一項第二号に規定する医療機関又は薬局に該当しないものであつても、これらに該当するものとみなす。

(一部負担金に関する経過措置)

第五条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、新法第三十一條第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、健康保険法第四十三條ノ八第一項第二号の規定の例により算定した一部負担金に相当する金額を支払うことを要しない。ただし、その者が健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行後引き続き当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病により病院又は診療所に収容されている間に限る。

第六条 組合は、当分の間、組合員が新法第三十一條第一項第三号ただし書の規定により一部負担金を支払つたことにより生じた余剰財産の範囲内で、一部負担金の払戻しその他の措置で規約で定めるものを行うことができる。

(療養費に関する経過措置)

第七条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の支給については、なお従前の例による。

(退職年金受給者に関する経過措置)

第八条 新法第四十一條第三項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十一條の規定により退職年金を受け権利を有する者で同条第一項ただし書の規定の適用を受けるものが現に新法別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にある場合についても適用する。この場合において、新法第四十一條第三項中「その状態にある間」とあるのは、「昭和三十一年四月一日以後その状態にある間」とする。

第九条 新法第四十二條第三項の規定は、旧法第四十二條第一項の規定により退職年金の支給を停止されている組合員がこの法律の施行後に新法第四十二條第二項の規定により退職年金の改定を受ける場合についても適用する。

(廃疾年金受給者等に関する経過措置)

第十条 新法第四十四條第一項及び第四項の規定は、この法律の施行前に旧法第四十七條の規定による廃疾一時金の支給を受けた者で当

該給付事由の発生の日からこの法律の施行の日までの期間が五年に達しないものについても適用する。

第十一条 新法第四十五條の規定は、この法律の施行の際旧法第四十四條の規定による廃疾年金を受け権利を有する者又はこの法律の施行前旧法第四十七條の規定により廃疾一時金の支給を受けた者についても適用する。

第十二条 新法第四十六條第一項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十四條の規定による廃疾年金を受け権利を有する者についても適用する。

第十三条 新法第四十六條の二の規定は、旧法第四十四條の規定による廃疾年金を受け権利を有する者がこの法律の施行の際現に組合員となつてゐる場合又はこの法律の施行後再び組合員となつた場合についても適用する。この場合において、その者がこの法律の施行の際現に組合員となつてゐるときは、新法第四十六條の二第一項中「その組合員となつた日の属する月」とあるのは、「昭和三十一年四月」とする。

(遺族年金の失権に関する経過措置)

第十四条 新法第五十條第一項第二号の規定は、この法律の施行の際遺族年金を受け権利を有する者についても適用する。

(船員である組合員の期間の計算に関する経過措置)

第十五条 昭和二十九年五月一日前における船員保険の被保険者であつた期間が三年以上である者で同日において現に五十歳以上であつたものに支給する新法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員である期間の計算については、新法第九十條第二項ただし書中「その期間に二分の一を乗じて得た期間」とあるのは、「昭和二十九年五月一日以後の期間に二分の一を乗じて得た期間及び同日前の期間」として同項の規定を適用する。

第十六条 この法律の施行前に給付事由が発生した給付については、この附則に特別の定があるものを除き、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十七条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ四中「第六十五條第二号」を「第六十五條第一項第二号」に、「同條第三号及第四号ノ事業並ニ」を「同條同項第三号及第四号ノ事業」に改め、「第三号ノ事業」の下に「並ニ同法附則第二十一項ニ規定スル団体ノ同項ニ規定スル長期給付ニ相当スル給付」を加える。